

## パブリックコメント意見概要と都の考え方

平成29年9月11日から同月25日までパブリックコメントを実施したところ、9つの団体等より、延べ14項目（類似内容含む）の意見が寄せられました。

意見概要と、都の考え方は以下の通りです。

No.	意見概要	都の考え方
1	<p>今回、食品表示基準で義務化された原料原産地表示制度は複雑である。調理冷凍食品においては食品表示基準と東京都条例の2つの表示制度が並立することになり、より消費者に分かりにくくなる。 （他に同様意見2）</p>	<p>今回義務化された食品表示基準に基づく表示事項が増加する場合がありますが、条例に基づく表示事項に変更はありません。消費者等からは、意見 No4 や No6 のように、これまで同様の情報提供を望む意見が寄せられています。</p> <p>原料原産地表示制度については、消費者庁や農林水産省とも連携を図りつつ、講習会での説明やパンフレットの作成・配布等により、都民や事業者に対する理解促進、普及啓発を行っていきます。</p>
2	<p>食品表示基準と、東京都条例の双方を満たすような表示、あるいは情報提供を行うことは製造者にとって負担となる。 （他に同様意見1）</p>	<p>法基準との整合性を図るために告示等を改正するものであり、今回の改正で条例による新たな義務付けが発生するものではありません。</p> <p>原料原産地表示の原則である国別重量順表示が行われている場合、表示される情報に変更はありません。</p>
3	<p>調理冷凍食品だけが適用される合理的な理由がない。原料原産地表示は、食品事業者による自主的な対応とし、これを促進することが必要である。</p>	<p>中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案を契機に、調理冷凍食品に対し原料原産地表示を条例で義務付け、消費者への適切な情報提供と事業者への信頼確保を図っています。</p> <p>消費者等からは、意見 No4 や No6 のように、これまで同様の情報提供を望む意見があることから、現時点においては条例による規制の枠組みを維持すべきと考えます。</p>
4	<p>都の条例の枠組みを維持することを含め、原料原産地表示制度を事業者に周知し、表示の適正化に向けた監視指導を継続してほしい。 （他に同様意見2）</p>	<p>適正表示の指導については、東京都食品安全推進計画の中で重点施策に位置付けられており、原料原産地表示を含め、引き続き監視指導を行っていきます。</p>
5	<p>消費者に分かりやすい表示となるよう国に表示基準の更なる改正を要請してほしい。 （他に同様意見2）</p>	<p>これまでも、毎年国に対し、食品の安全・安心確保のための施策の推進について、様々な提案要求を行っています。</p> <p>食品の表示については、分かりやすい内容とするよう、要望を行っています。</p>
6	<p>制度の改正にあたっては、消費者に提供される情報量が縮小・後退する内容とならないようにしてほしい。 （他に同様意見1）</p>	<p>今回の改正方針では、条例に基づき消費者に提供される情報に変更はありません。</p>